○四国地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十二日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び百九十七号並びに三百八十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
大洲市北只一七八番三から同市東大洲一七〇九番一まで	前	ＢＡ　九・二〇～五四・〇〇〇メートル　二〇・二〇～九八・〇〇〇メートル	
	後	ＡＢ　九・二〇～五四・〇〇〇メートル　五・八六〇～五・八〇〇キロメートル　二〇・二〇～九八・〇〇〇メートル　五・八六〇～五・八〇〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十二日

四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び百九十七号並びに三百八十号	大洲市大洲字本町一丁目南一七二番一地先から同市大洲字本町一丁目北二六番七地先まで	四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年九月十二日

○九州地方整備局告示第百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宇佐市大字四日市字轟一二八番一三から同市大字四日市字百園一二三番一まで	前	一六・六九～一八・〇キロメートル　一六・六九～一八・八七キロメートル
	後	一六・六九～一八・〇二四キロメートル　一六・六九～一八・八七〇・〇二四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十二日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宇佐市大字四日市字轟一二八番一三から同市大字四日市字百園一二三番一まで	前	一五・三〇～一六・九〇メートル　〇・〇二九キロメートル
	後	一五・六〇～一八・八七　〇・〇二九

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十二日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号及び二百十三号	宇佐市大字四日市字轟一二八番三から同市大字四日市字百園一二三番一まで	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年九月十二日

国会事項

衆議院

報告書受領

平成二十七年度における予算使用の状況（平成二十七年度出納整理期間を含む。）

平成二十八年度第一・四半期における予算使用の状況

平成二十八年度第一・四半期における国庫の状況

参議院

報告書受領

九月六日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十七年度における予算使用の状況（平成二十七年度出納整理期間を含む。）の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十八年度第一・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十八年度第一・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

人事異動

内閣

特命全権大使

加藤　文彦

願に依り本官を免ずる（九月六日）

○厚生労働大臣臨時代理解職

国務大臣

松本　純

厚生労働大臣塩崎恭久帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同

松野　博一

内閣府特命担当大臣鶴保庸介海外出張不在中内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当、クールジャパン戦略担当、知的財産戦略担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を命ずる

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官

牧元　幸司

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部員を命ずる

（警察庁警備局付）警視長

一瀬　圭一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に転任させる

内閣官房国際テロ情報集約室参事官を命ずる

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する

（内閣官房内閣情報調査室調査官）内閣事務官

今井　雅生

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）に昇任させる

内閣官房内閣情報調査室カウンターインテリジェンス・センター参事官を命ずる

（同）同

河野　宏通

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）に昇任させる

内閣官房国際テロ情報集約室参事官を命ずる

（防衛省大臣官房秘書課付）防衛部員

岩池　正幸

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に採用する

内閣情報分析官を命ずる

（外務省総合外交政策局参事官）外務事務官

森　和也

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する

内閣官房国際テロ情報集約室参事官を命ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官

髙坂　久夫

内閣官房国際テロ情報集約室参事官を命ずる

内閣情報分析官を免ずる（以上九月七日）